

奈良県告示第二百八十五号

調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第十五条の三第一項の規定により、指定届出受理機関である一般社団法人奈良県調理師連合会から次のとおり主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があつた。

令和六年十二月十三日

奈良県知事 山下 真

一 指定届出受理機関の名称

一般社団法人奈良県調理師連合会

二 変更後の主たる事務所の所在地

御所市大字柏原三三八―一九

三 変更年月日

令和六年五月二十九日